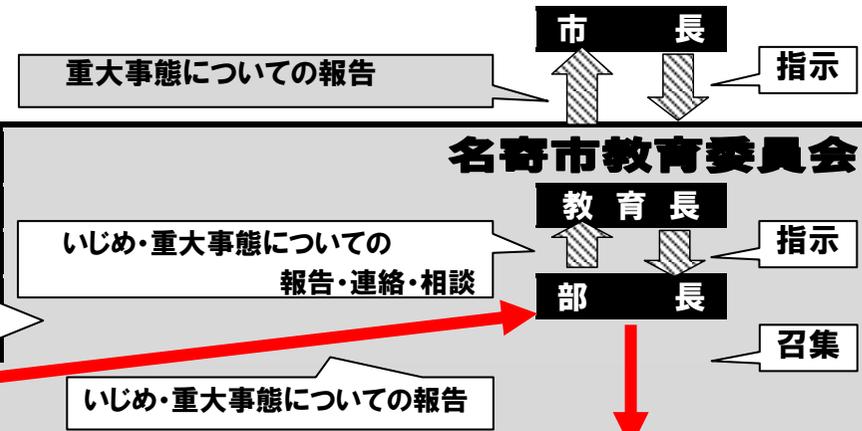


名寄市いじめ防止等対策組織及び調査組織

国
「いじめ防止対策推進法」

北海道
「北海道いじめの防止等に関する条例」

上川教育局
「上川いじめ・不登校等対策本部会議」



重大事態(児童生徒や保護者からの申立てがあったときも同様)
 (1) 児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 (2) いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合)

名寄市いじめ防止等対策組織及び調査組織設置趣旨
 学校においていじめの問題が後を絶たない中、所管小中学校がいじめの未然防止、早期発見・早期解消に効果的に対応することができるよう、いじめの原因や背景等について詳細に調査し分析するとともに、必要な指導助言、支援を行う。

関係機関
 ○旭川地方法務局 名寄支局
 ○旭川地方・家庭裁判所名寄支部
 ○名寄警察署
 ○名寄保健所
 ○名寄市立大学
 ○その他

○いじめ・重大事態への対処に関すること (○：いじめ・重大事態への対処に関する役割)
 ①いじめ・重大事態についての調査方法・計画等 ②いじめ・重大事態についての対策方針・計画等 ③被害児童生徒の心のケアについての支援方針・計画等
 ④加害児童生徒の出席停止等 ⑤関係機関との連携 ⑥外部への説明責任 ⑦学校相互間の連携協力体制の整備 ⑧いじめ・重大事態の再発防止策

教育部長	学校教育課長	教育相談センター兼青少年センター所長	教育部参事(指導主事)	教育部参事付(指導主事)主査	教育推進アドバイザー
○全体統括 ○上記⑥に関する取組	○教育部長の補佐 ○上記①②③④⑤⑦に関する取組 ○学校教育課内への指示、連絡、調整 ○名寄市役所の関係各課との連携 ○学校(児童生徒に対する教職員の不適切な指導等)に関する保護者及び地域住民からの情報提供等についての対応窓口	○上記①②③⑧に関する取組 ○教育相談センター職員への指示、所内の連絡調整	○上記①②③④⑤⑧に関する取組 ○学校訪問等による事情聴取 ○上川教育局指導主事やスクールカウンセラーの要請	○いじめ・重大事態について学校や家庭、地域からの報告受付窓口、また、教育委員会からの指示・連絡の窓口 ○上記①②③④⑤⑧に関する取組 ○学校訪問等による事情聴取及び聴取内容の整理 ○学校(児童生徒間におけるいじめ等)に関する保護者及び地域住民からの情報提供等についての対応窓口	○上記①②③⑧に関する助言 ○学校訪問等による事情聴取

●いじめの未然防止、早期発見に関すること (●：いじめの未然防止、早期発見に関する役割)
 ①いじめの防止等の取組状況に関する定期的な調査の実施 ②いじめに関する相談を受け付けるための体制の整備 ③教職員の人権意識の向上を図る研修の充実
 ④情報モラルの育成に関する取組と学校、家庭への情報提供 ⑤いじめに係る相談制度又は救済制度等についての広報、啓発 ⑥児童生徒がいじめの問題について考え、議論するなどのいじめ防止に資する活動に対する支援

教育部長	学校教育課長	教育相談センター兼青少年センター所長	教育部参事(指導主事)	教育部参事(指導主事)付主査	教育推進アドバイザー
●全体統括	●上記④に関する取組	●上記②④⑤に関する取組 ●いじめの未然防止、早期発見・早期解消のための教育相談等についての情報提供	●上記①②③に関する学校への指導	●上記①②③④⑤⑥に関する学校への指導	●上記②③④⑤に関する学校への助言 ●いじめの未然防止、早期発見・早期解消のための校内支援体制及び個別の支援等についての助言

☆必要に応じて第三者の参画 ・名寄市立大学教員(学校心理士、臨床心理士、スクールソーシャルワーカー) ・民間のカウンセラー 等

